

「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求控訴事件の福岡高等裁判所判決」について

1 事件名

令和3年（行コ）第24号生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求控訴事件

令和7年1月29日判決言渡福岡高等裁判所第4民事部

（原審福岡地方裁判所平成27年（行ウ）第13号、同28年（行ウ）第79号、同29年（行ウ）第50号）

2 事案の概要

平成27年3月に福岡県内の生活保護受給者が、国、福岡県、飯塚市、福岡市、北九州市、古賀市、福津市を被告とし、平成25年8月より3年間にわたって行われた国の生活扶助基準改定に伴い、各自治体等の福祉事務所長が生活保護法第25条第2項に基づく生活保護基準変更決定処分を「憲法第25条、生活保護法第3条及び第8条に違反する」として、その決定処分の取り消しを求めて福岡地方裁判所へ提訴した。

令和3年5月に福岡地方裁判所は、「厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。」との判断から原告側の訴えを棄却。それを受け原告側が令和3年5月24日に控訴提起したものの。

3 判決主文

処分行政庁が控訴人らに対してした各保護変更決定処分を取り消す。